事　務　連　絡
令和７年（２０２５年）１０月６日

≪郵便番号≫
≪住所≫
≪債権者名≫
補助金御担当者　様

熊本県健康福祉部長寿社会局高齢者支援課長
（　公　　印　　省　　略　）

県補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告について(依頼)

令和６年度までに完了した補助事業について、熊本県健康福祉補助金等交付要項第１２条第１項の規定に基づき、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の把握を行いたいので、下記により報告書を提出していただきますようお願いします。

なお、補助事業に係る仕入控除税額があることが確定した場合は、当該仕入控除税額を返還していただきますので、追って御連絡します。

記

１　報告対象　仕入控除税額が確定している事業者及び市町村

２　提出期限　令和７年（２０２５年）１１月６日（木）

３　提出方法及び提出先

高齢者支援課の以下アドレス宛に、メールで提出してください。
koureishien@pref.kumamoto.lg.jp

提出メールの件名及び報告書様式のエクセルファイルの名前は、以下の通り記載してください。補助金番号は別紙に記載しています。

仕入控除税額報告書【補助金番号（半角）】【事業者名】
（例）仕入控除税額報告書【01】【社会福祉法人〇〇会】

・添付エクセルファイルの形式は「xlsx」でお願いします。旧式の「xls」では、削除されますのでご注意ください。
・また、ZIP ファイルで送付する場合、パスワードが設定されていると削除されますので、パスワードは設定しないようお願いします。

４　提出書類　(1) 別記第１１号様式（第１２条関係）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書
(2) 別紙概要及び添付書類（詳細は別紙記載のとおり）
※上記書類の様式は県ホームページに掲載しています。
https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/32/213748.html ページ番号 213748

５　留意事項　・作業にあたっては、税理士等にご相談のうえ作成してください。
・仕入控除税額が０円の場合も報告が必要です。
・算出された返還額は円未満を切り捨てて報告額としてください。
※市町村の場合は、補助金交付先からの報告をとりまとめのうえ県へ報告してください。

６　対象補助事業

補助金名	交付決定日及び 通知の文書番号	交付確定額

７　問い合わせ先

問い合わせは別紙記載の各補助金担当者へお願いします。

【別紙】

問い合わせ先及び補助金番号について

・　提出する際の補助金の番号は、以下の番号を記載してください。

・　問い合わせは、以下に記載の各補助金担当者へお願いします。

番号	補助金名	担当者	電話番号
01	熊本県福祉系高校修学資金貸付事業費補助金	築嶋	企画班 096-333-2215
02	熊本県介護分野就職支援金貸付事業費補助金	築嶋	
03	令和6年度熊本県介護の体験･調査学習を通した魅力発信事業費補助金	東山	
04	令和6年度熊本県福祉高校生育成支援事業費補助金	東山	
05	令和６年度（２０２４年度）熊本県外国人介護人材住居借上支援事業費補助金	杉田	
06	令和６年度介護の日inくまもと補助金	杉田	
07	令和６年度（２０２４年度）熊本県介護職員確保支援事業補助金	杉田	
08	令和６年度介護福祉士を目指す留学生への日本語学習支援事業補助金	杉田	
09	令和６年度熊本県外国人留学生奨学金等支給支援事業費補助金	杉田	
10	令和６年度熊本県施設開設準備経費助成特別対策事業補助金	川口	施設介護班 096-333-2217
11	令和５年度施設開設準備経費助成対策事業	川口	
12	令和６年度熊本県介護基盤緊急整備特別対策事業補助金（通常分）	坂本	
13	令和６年度熊本県介護基盤緊急整備特別対策事業補助金（コロナ分）	坂本	
14	令和５年度介護基盤緊急整備特別対策事業補助金	坂本	
15	介護基盤緊急整備特別対策事業補助金（コロナ分） （簡易陰圧装置・換気設備支援事業）	坂本	

【別紙】

仕入控除税額報告の概要

補助金収入は、消費税法上非課税売上として計上されますが、補助事業に係る事業経費は控除対象仕入税額として仕入税額控除することも可能です。よって、この補助事業にかぎってみれば、課税売上はゼロであって、当事業にかかった経費を控除対象仕入税額に参入した場合に、課税事業者はその消費税に相当する金額の還付を受けることができることになります。

国の視点から考えると、補助金を交付して消費税を還付することになるため、その分を重複して支給していることとなります。

これを調整するため、控除対象仕入税額のうち補助金に係る部分（消費税の確定申告において控除対象仕入税額に参入した金額に限る）について、返還が必要となるものです。

提出書類

仕入控除税額がない場合

ア　消費税の確定申告の義務が無い。
イ　簡易課税方式により申告している。
ウ　公益法人等で特定収入割合が５％を超えている。
エ　補助対象経費にかかる消費税を、個別対応方式において、「非課税売上のみに要するもの」として申告している。
オ　補助対象経費が人件費等の非課税仕入のみとなっている　等

上記に該当する場合は、仕入控除税額は０円であり補助金の返還は必要ありませんが、次に掲げる書類の提出が必要です。

① 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（押印不要）
【エクセルファイル】
② 別紙概要【エクセルファイル】
「６　仕入控除税額の概要」には上記ア～オを参考に理由を記載すること。
※市町村の場合は、市町村から補助金を交付した事業者（法人）ごとに作成すること。
交付先が複数の場合は複数枚となります。
例えば、事業者名（法人名）には補助金交付先の事業者名（法人名）を記入し、
交付確定額には市町村から事業者（法人）への補助金交付確定額を記入します。
③ 添付書類（アに該当する場合は不要）
・イの場合は、簡易課税方式の確定申告書（写し）
・ウの場合は特定収入割合資料【エクセルファイル】
・エ、オの場合は当該内容が確認できるもの

仕入控除税額がある場合

① 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（押印不要）
【エクセルファイル】
② 別紙概要　【エクセルファイル】
※市町村の場合は、仕入控除税額が無い場合と同様、市町村から補助金を交付した事業者（法人）ごとに作成すること。
③添付書類
・課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し【ＰＤＦファイル】
・同上付表２　課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表の写し【ＰＤＦファイル】
・公益法人等は特定収入割合資料【エクセルファイル】